

総務企画委員会説明資料

付託案件の審査

議案番号	議案名	頁
64	令和8年度大分県一般会計補正予算(第1号) (本委員会関係部分)	… (2)
65	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について	… (10)
66	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について	… (11)
67	大分県使用料及び手数料条例の一部改正について	… (12)
68	大分県宿泊税条例の制定について	… (13)
69	大分県税条例等の一部改正について	… (18)
70	大分県税特別措置条例の一部改正について	… (19)
2号報告	大分県税条例等の一部改正について	… (20)

付託外案件の審査

報告番号等	議案名等	頁
陳情20	高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情	… (21)

所管事務調査の報告

報告番号等	議案名等	
①	県内所管事務調査のまとめ	… (22)

令和8年6月23日 総務部

令和8年度一般会計6月補正予算案(第1号)

大分県総務部財政課
令和8年6月2日

中東情勢の影響を踏まえ、国の対策と歩調を合わせLPガス料金等の支援に取り組むとともに、事業者の資金繰りや省エネルギー設備の導入などを支援します。併せて、宿泊税の導入に向けた環境整備など早急に対応が必要な経費を計上します。

1 補正概要

補正予算案	7,596,964 千円
既決予算額	730,058,000 千円
累計	737,654,964 千円

【歳入の内訳】

国庫支出金	(重点支援地方交付金)	4,078,711 千円
繰入金	(おおいた元気創出基金)	518,253 千円
諸収入		3,000,000 千円

2 補正事業の内容

(1) 中東情勢の影響などを踏まえた対策

(単位：千円)

事業名	予算案	事業の概要	所管課
1 LPガス等価格激変緩和対策事業	(0) 436,830 436,830	エネルギー価格の高騰により影響を受けるLPガスの一般消費者等や特別高圧契約で受電する中小企業等に対し支援する。(令和8年7月～9月分) ・LPガス 580円/契約 ・特別高圧 7月：1.8円/kWh、8月：2.3円/kWh、9月：1.8円/kWh	産業GX推進室

※ 予算案欄の上段()は既決予算額、中段は補正予算案、下段は累計 (新)は新規事業

2	中小企業金融対策費	(55,229,824) 3,041,758 58,271,582	中東情勢の影響を受けた中小企業等の資金繰りを支援するため、物価高騰等に対応した保証料率ゼロの制度資金を増額し、必要となる貸付原資を預託する。 ・経営環境変動対応融資 融資枠の拡大 100億円 → 200億円 〔債務負担行為 393,079千円〕	経営創造・金融課
3	社会福祉施設等省エネルギー化緊急支援事業	(0) 1,493,916 1,493,916	エネルギー価格高騰下においても、安定的にサービスを提供できる体制を構築するため、社会福祉施設等が行う省エネルギー設備の導入を支援する。 ・省エネルギー設備の導入に要する経費への助成 補助対象 LED照明、空調、給湯器 補助率 通常枠 3/4 賃上げ枠 4/5 限度額 通常枠 90万円～240万円 賃上げ枠 100万円～260万円	福祉保健企画課
4	農林水産業燃油・物価高騰対策緊急支援事業	(0) 780,623 780,623	燃油高騰など中東情勢の影響を受けている農林水産業者の経営安定を図るため、省エネルギー設備等の導入を支援するほか、供給不足が懸念される化学肥料等の代替品の購入を支援する。 ・省エネルギー設備等の導入に要する経費への助成 補助対象 ハウス用ヒートポンプ、高性能漁場探索機器、循環式しいたけ乾燥機、製材用高効率ボイラー、農産物直売所向け省エネ型冷蔵・冷凍庫等 補助率 通常枠 3/4 賃上げ枠 4/5 限度額 通常枠 150万円～750万円 賃上げ枠 160万円～800万円 ・化学肥料に替わる堆肥由来肥料の購入に要する経費への助成 補助率 通常枠 3/4 賃上げ枠 4/5 限度額 通常枠 1.1万円/10a 賃上げ枠 1.2万円/10a など	農林水産企画課
5	自給飼料生産拡大対策事業	(0) 56,175 56,175	輸入飼料価格の高騰等の影響を受ける畜産農家の経営改善を図るため、自給飼料の生産拡大を支援する。 ・飼料作物の作付面積拡大に必要な機械導入に要する経費への助成 補助率 1/4（国1/2補助に上乘せ） 限度額 625万円	畜産技術室
6	中小企業等エコエネルギー導入緊急支援事業	(0) 733,800 733,800	中東情勢等の地政学的リスクの影響を受けにくい経営体制を構築するため、中小企業等が行うエコエネルギー設備の導入を支援する。 ・自家消費型エネルギー設備等の導入に要する経費への助成 補助対象 太陽光発電・蓄電池、コージェネレーション設備等 補助率 通常枠 3/4 賃上げ枠 4/5 限度額 通常枠 1,000万円～1,500万円 賃上げ枠 1,140万円～1,690万円	産業GX推進室
7	おおいたグリーン事業者認証推進事業	(84,150) 120,400 204,550	中東情勢の影響を受けるなかで、脱炭素化に取り組む「おおいたグリーン事業者」の認証取得を推進するため、省CO ₂ 設備導入の支援を拡充する。 ・省CO ₂ 効果の高い設備導入に要する経費への助成 補助対象 LED照明、空調、アドバイザーの助言に基づく省CO ₂ 設備 補助率 1/2～2/3 → 4/5 限度額 30万円～800万円 → 48万円～960万円	環境政策課

8	県産食材県内消費拡大緊急対策事業	(0) 177,000 177,000	県産食材の認知度向上と県内消費拡大を図るため、食材費高騰の影響を受けている学校給食での県産農林水産物の購入経費を助成するとともに、出前講座等を実施する。	おおいたブランド推進課
---	------------------	---------------------------	--	-------------

(2) 宿泊税の導入など更なる観光振興

(単位：千円)

	事業名	予算案	事業の概要	所管課
9	(新) 宿泊税導入支援等環境整備事業	(0) 667,536 667,536	宿泊税の円滑な徴収環境を整備するため、特別徴収義務者である宿泊事業者が行うシステム改修等を支援するとともに、宿泊者に対する制度周知等を実施する。 ・宿泊税対応に向けた既存レジシステム等の改修に要する経費への助成 補助率 10/10 限度額 200万円 ・省力化に向けた新たなレジシステムの導入等に要する経費への助成 補助率 通常枠 2/3 賃上げ枠 3/4 限度額 通常枠 300万円 賃上げ枠 340万円 ・宿泊税に関するコールセンターの設置 ・宿泊者向け周知啓発リーフレットの作成・配布 など	観光政策課
10	県税システム改修事業	(79,530) 47,798 127,328	宿泊税の導入に対応するため、県税総合情報管理システム等の改修を行う。	税務課
11	税務業務アウトソーシング推進事業	(56,296) 15,567 71,863	宿泊税の円滑な申告納入環境を整備するため、納入申告書の作成や申告情報の入力業務等を民間委託する。 〔債務負担行為 73,306千円〕	税務課
12	県営都市公園施設整備事業	(34,232) 25,561 59,793	県営都市公園ハーモニーパーク周辺の渋滞を緩和し、利用者の利便性向上を図るため、指定管理者が行う車両ナンバー読取機の設置など駐車場入場ゲートの改修工事等に要する経費の一部を負担する。	公園・生活排水課

第9款 国庫支出金

4,078,711 千円

第2項 国庫補助金

4,078,711 千円

目	既決予算額	補正予算額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 福祉生活費 国庫補助金	1,759,487	1,493,916	3,253,403			
				物価高騰対応重点支援地方創 生臨時交付金	1,493,916	◎ 福祉保健企画課
3 保健環境費 国庫補助金	1,958,158	120,400	2,078,558			
				物価高騰対応重点支援地方創 生臨時交付金	120,400	◎ 環境政策課
5 農林水産業 費国庫補助 金	19,458,850	1,013,798	20,472,648			
				物価高騰対応重点支援地方創 生臨時交付金	1,013,798	◎ 農林水産企画課 780,623 おおいブランド推進課 177,000 畜産振興課 56,175
6 商工費国庫 補助金	4,329,320	1,425,036	5,754,356			
				物価高騰対応重点支援地方創 生臨時交付金	1,425,036	◎ 経営創造・金融課 41,758 工業振興課 1,170,630 観光政策課 212,648
7 土木費国庫 補助金	26,798,325	25,561	26,823,886			

目	既決予算額	補正予算額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				物価高騰対応重点支援地方創 生臨時交付金	25,561	◎ 公園・生活排水課
計	79,064,532	4,078,711	83,143,243			

第 1 2 款 繰入金

518,253 千円

第 2 項 基金繰入金

518,253 千円

目	既決予算額	補正予算額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 おおいた元 気創出基金 繰入金	5,538,095	518,253	6,056,348			
				おおいた元気創出基金繰入金	518,253	
計	29,498,671	518,253	30,016,924			

第 1 4 款 諸収入

3, 000, 000 千円

第 3 項 貸付金元利収入

3, 000, 000 千円

目	既決予算額	補正予算額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 貸付金元利収入	59, 309, 234	3, 000, 000	62, 309, 234			
				中小企業活性化資金貸付金分	3, 000, 000	
計	59, 309, 234	3, 000, 000	62, 309, 234			

【第64号議案】 県税システム改修事業 (47,798千円)
税務業務アウトソーシング推進事業 (15,567千円)

税務課

概要

○宿泊税の導入に対応するため、県税総合情報管理システム等の改修、納入申告書等の作成業務等の委託を行う。

＜宿泊税の概要＞

税額：宿泊料金に応じて段階的に設定（5千円未満：100円、5千円～：200円、2万円～：500円、10万円～：2,000円）※修学旅行等は免除

徴収方法：特別徴収（宿泊事業者（約2千者）を特別徴収義務者とする）

申告納入時期：原則毎月

使途：観光振興に資する施策、宿泊税の徴収に要する経費

1 税務システム改修事業 (47,798千円)

(1) 改修システムの概要

宿泊税を徴収するため、次の2つのシステムを改修

県税総合情報管理システム

県税の課税や収納管理を総合的に行うシステム

産業廃棄物税等システム

法定外目的税である産業廃棄物税等の申告・課税情報を管理するシステム

(2) 改修内容

各システムに宿泊税の項目を追加し、収納管理や集計・情報管理が行えるよう改修

(3) 改修費用

県税総合情報管理システム 40,142千円

産業廃棄物税等システム 7,656千円

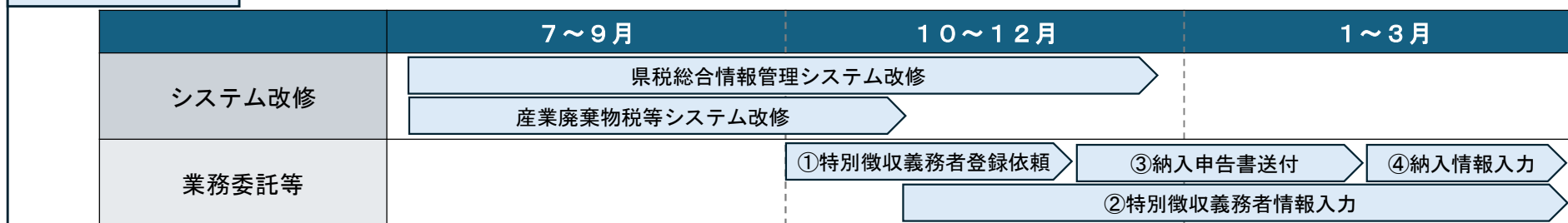
2 税務業務アウトソーシング推進事業 (15,567千円)

(1) 事業内容

宿泊税の課税業務を円滑に行うため、申告書等の入力業務・申告書等の作成業務を民間事業者へ委託するもの

- ・特別徴収事業者の情報登録、申告書の入力・確認業務委託（4,969千円）
- ・納入申告書の作成・印字等委託（6,391千円）
- ・その他関係書類印刷・送付費用等（4,207千円）※委託外

スケジュール



1 番号利用条例の概要

番号利用法第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づき、番号利用条例で県が独自に個人番号の利用や庁内連携を行う事務等を定めている。

- ・ 同一機関内で特定個人情報の利用を行う事務等 → 「条例別表第二」で規定
- ・ 県の機関間で特定個人情報を提供することができる事務等 → 「条例別表第四」で規定

2 条例の改正内容

【今般の背景】

就学支援金法の一部改正(R8.3.31公布、R8.4.1施行)により、就学支援金の支給にあたって、国籍及び在留資格等に基づく支給対象者の見直しがあり支給対象者が日本国籍を有する者等に限定されたほか、所得制限が撤廃され就学支援金の支給に当たって保護者等の収入の状況を問わないこととなった。

併行して、番号利用法の提供命令の一部改正(R8.3.31公布、R8.4.1施行)においても、情報提供ネットワークシステムによる連携が可能な情報を定めた利用特定個人情報の規定から、就学支援金支給関係情報が削除された。

【県条例の改正内容】

(1) 条例別表第二の12の項を削除

- ・ 学び直し支援金支給関係事務※において、就学支援金支給関係情報を同一機関内で連携するための規定を削除。

(※) 高校等を中途退学した後再び高校等で学び直す者に対し、就学支援金支給期間後も最長12カ月、継続して支援金を支給するもの。

(2) 条例別表第四の複数項を削除

- ・ 3の項、6の項

知事と教育委員会間の、就学支援金支給事務における就学支援金支給関係情報等の連携規定を削除。

- ・ 5の項、7の項

知事と教育委員会間の、学び直し支援金支給事務における就学支援金支給関係情報等の連携規定を削除。

(3) その他規定の整備

3 施行期日 公布の日

条例改正の概要

普通地方公共団体の長等の損害賠償責任（一部免責含む）や基準等が定められている地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等において引用していた条項に変更（条ズレ）が生じるため、各条例を改正するもの。

法改正の内容(本条例関係部分)

地方自治法の一部を改正する法律(令和6年6月26日公布、令和8年9月24日施行)により、第11節 雑則の中に「特定歳入等の収納」が新たに追加された(第243条の2の7)。	
改正後	改正前
第243条の2の7 (特定歳入等の収納)	(新設)
第243条の2の8 (普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責)	第243条の2の7 同左
第243条の2の9 (職員の賠償責任)	第243条の2の8 同左
地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和7年7月2日公布、令和8年9月24日施行)により、第10節 雑則の中に「特定歳入等の収納」が新たに追加された(第173条の4)。	
改正後	改正前
第173条の4 (特定歳入等の収納)	(新設)
第173条の5 (普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等)	第173条の4 同左

条例改正の内容

※「特定歳入等の収納」・・・公金収納事務（地方税以外の公金等（＝特定歳入）を受け入れる事務）のデジタル化に関する規定
地方税共同機構が特定歳入等を収納する事務を行うことができる。

地方自治法及び地方自治法施行令を引用している下記条例の条ずれを改正するもの。	
①知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年大分県条例第3号）	…改正法第243条の2の8・9及び改正政令第173条の5関係
②大分県監査委員条例（昭和39年大分県条例第13号）	…改正法第243条の2の9関係
③大分県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年大分県条例第20号）	…同上
④大分県病院事業の設置等に関する条例（平成17年大分県条例第62条）	…同上
(例) 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	
改正後	改正前
第一条 この条例は、地方自治法第二百四十三条の二の八第一項の規定に基づき、（略）又は職員（法第二百四十三条の二の九第三項の規定による（略）必要な事項を定めるものとする。	第一条 この条例は、地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の規定に基づき、（略）又は職員（法第二百四十三条の二の八第三項の規定による（略）必要な事項を定めるものとする。

施行期日

令和8年9月24日（一部改正法の施行日）

第67号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について (大洲総合運動公園使用料の改正)

財政課

1 現状・経緯等

■大洲総合運動公園硬式野球場の供用開始（S55. 6）～暖房機能付加（H18. 3に竣工）

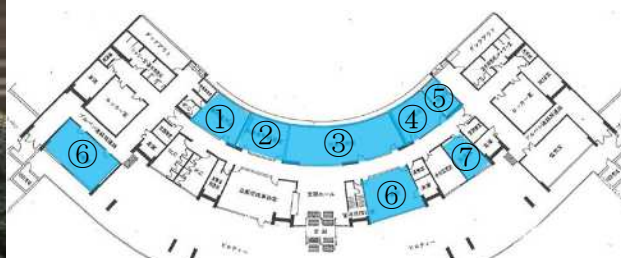
- ・硬式野球場（別大興産スタジアム）において、グラウンド等のほか冷房設備の使用料を供用開始時に大分県使用料及び手数料条例に規定（現行料金：920円/時間）
- ・県が実施した空調設備更新工事により、暖房機能を新たに付加
→大分県使用料手数料条例への追加なし

■令和7年度財政的援助団体等監査及び臨時監査での指摘（R8年3月24日公表）

- ・指定管理者であるファビルス・プランニング大分共同事業体が硬式野球場の暖房使用に関して、冷房設備の規定に基づき使用料を徴収しており、指定管理に係る適切な事務処理等の徹底について指摘

（過去5年間の暖房利用状況）

年度	利用団体数	利用日数	利用時間数	施設の活用内容
R3	2	9	49	・プロ選手自主トレ及び野球教室 45日 ・少年野球試合 7日 ・動画制作 2日 ・小学校遠足 1日
R4	3	12	52	
R5	2	6	28	
R6	4	15	101	
R7	3	13	83	
合計	14	55	313	合計55日



- ①審判員控室
- ②身障者観覧室
- ③役員観覧室
- ④記者室
- ⑤放送室
- ⑥会議室（2室）
- ⑦医務室

2 使用料改正（案）

■一部改正の考え方

- ・監査の指摘を踏まえ、また硬式野球場の冬季の利用促進及びスポーツ振興を図るため、暖房設備を定める

【現 行】

区分	単位	金額
冷房設備	1時間	920円

【改正(案)】

区分	単位	金額
冷暖房設備	1時間	920円

■設定金額の考え方

- ・同公園敷地内の市営体育館や県立フェンシング場、県内の主な市営野球場の考え方に合わせ、冷房と暖房を同一料金とする。

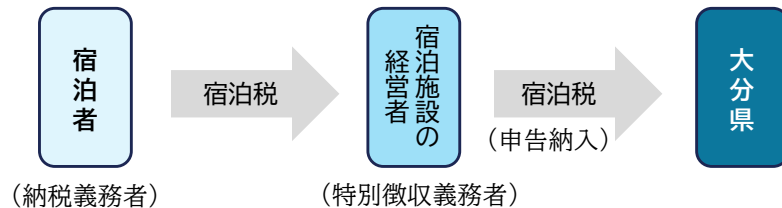
■施行日

- ・公布の日

1 制定理由

「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第6項の規定に基づき宿泊税を導入するもの。

2 大分県宿泊税の仕組み



(1) 納税義務者等

納税義務者：宿泊者
課税客体：県内の宿泊施設への宿泊行為
(宿泊施設：旅館、ホテル、簡易宿所及び民泊施設)

(2) 税率

1人1泊当たりの宿泊料金（素泊まり料金）に応じて、段階的に課税
5千円未満 100円 5千円以上2万円未満 200円
2万円以上10万円未満 500円 10万円以上 2,000円

(3) 徴収の方法

宿泊施設の経営者を特別徴収義務者とする特別徴収
原則、毎月末日までに前月初日から末日までの宿泊税を申告納入

(4) 課税免除

学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）が実施する修学旅行等や児童福祉法に規定する保育所等が実施する宿泊を伴う行事

(5) 市町村への交付金

税金から災害等への対応のための積立て、賦課徴収費用を除いた額の7割を交付金として市町村へ交付

3 大分県宿泊税条例の概要

第1条～第5条：宿泊税の基本事項、徴収方法

- ・課税の根拠、納税義務者等
- ・課税免除の対象、税率、徴収の方法

第6条～第10条：特別徴収義務者、申告納入の手続

- ・特別徴収義務者、特別徴収義務者の登録等
- ・申告納入の手続、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除
- ・納税管理人

第11条～第15条：帳簿の管理、更正・決定

- ・帳簿の記載義務、電磁的記録等による保存
- ・更正、決定等に関する通知書の様式

第16条～第21条：賦課徴収の準用、市町村交付金、規則への委任、罰則

- ・賦課徴収は地方税法又は大分県税条例を準用
- ・宿泊税市町村交付金の交付方法等
- ・規則への委任事項
- ・帳簿記載義務違反等に関する罰則等

附則（施行等に関する事項）

- ・施行期日、施行期日以降の宿泊に対して適用
- ・施行後3年を目途として検討と必要に応じた見直しを規定（その後5年）

4 施行期日

地方税法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

大分県宿泊税条例案（骨子）

項 目		概 要
第 1 条	課税の根拠	「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課すもの。
第 2 条	納税義務者等	納税義務者は以下のとおりとする。 ① 納税義務者 宿泊者 ② 課税客体 次の施設における宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館業（旅館・ホテル・簡易宿所）に係る施設 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る施設 ※規則で定める要件（案） 宿泊料金：宿泊の対価として支払うべき金額であって、飲食代、税、立替金等宿泊の対価としての性格を有しないものを除いた金額
第 3 条	課税免除	学校長等が証明する以下の宿泊に対しては、宿泊税を課さない。 ・学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門が学習指導要領に基づき実施する修学旅行等及び児童福祉法等に規定する保育所等が実施する宿泊を伴う行事
第 4 条	税率	税率は、一人一泊につき、以下のとおりとする。 ① 五千円未満 百円 ② 五千円以上 二万円未満 二百円 ③ 二万円以上 十万円未満 五百円 ④ 十万円以上 二千円
第 5 条	徴収の方法	徴収方法を特別徴収の方法と規定するもの。
第 6 条	特別徴収義務者	特別徴収義務者を宿泊施設の経営者と規定するもの。

大分県宿泊税条例案（骨子）

項 目		概 要
第7条	特別徴収義務者としての登録等	特別徴収義務者としての登録方法、証票の掲示義務等について規定するもの。
第8条	申告納入の手続等	① 毎月末日までに、前月初日から末日までの宿泊税を申告納入すべきことを規定するもの。 ② 申告納入すべき宿泊税額が、規則で定める要件に該当するものとして知事が指定した場合は、三月ごとの申告納入となることを規定するもの。 ※規則で定める要件（案） ・年間の宿泊税額360万円以下であること ・県税の滞納がないこと、加算金の決定を受けていないこと 等
第9条	徴収不能額等の還付又は納入義務の免除	天災等による特別徴収義務者に対する徴収不能額の還付及び納入義務の免除について規定するもの。
第10条	納税管理人	特別徴収義務者の住所等が県内にない場合の納税管理人を定める手続きについて規定するもの。
第11条	特別徴収義務者の帳簿の記載義務等	特別徴収義務者の帳簿等（宿泊者数等を記載）の記載及び保存義務について規定するもの。
第12条	関係帳簿等の電磁的記録による保存等	前条の帳簿等の備付け及び保存については、その電磁的記録の備付け及び保存をもって代えることができることを規定するもの。
第13条	関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等	第11条の帳簿等の備付け及び保存については、その電磁的記録の備付け及び電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって代えることができることを規定するもの。
第14条	関係帳簿等の電磁的記録等に対する条例等の規定の適用	第12条又は第13条により備付け及び保存が行われている電磁的記録等に対する地方税に関する法令又はこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録等を当該帳簿等とみなすことを規定するもの。

大分県宿泊税条例案（骨子）

項 目		概 要
第15条	更正、決定等に関する の通知書の様式	更正及び決定通知の様式は規則で定めることを規定するもの。
第16条	賦課徴収	賦課徴収について法令又は大分県税条例を準用することを規定するもの。 ※宿泊税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項等は大分県税事務所長に委任すること等
第17条	犯則事件の調査における 間接地方税及び夜間 執行の制限を受けない 地方税の指定	犯則事件を調査するため現行犯事件の臨検、搜索又は差押えをすることができること、また、臨検、搜索又は差押え等の夜間執行の制限を受けないことを規定するもの。
第18条	宿泊税に係る交付金の 交付	市町村に対する宿泊税交付金について、交付時期と賦課徴収に要する経費等を除いた交付すべき額を規定するもの。
第19条	規則への委任	この条例の施行に関して必要な事項は大分県宿泊税条例施行規則で定める旨を規定するもの。
第20条	帳簿の記載義務違反等 に関する罪	特別徴収義務者の証票の掲示義務等に違反した場合、帳簿の記載義務に違反した場合等に一定の罰則を設けるもの。
第21条	納税管理人に係る不申 告に関する過料	納税管理人を申告すべき特別徴収義務者が当該申告をしなかった場合、過料に処するもの。
附則①	施行期日	総務大臣の同意の日から一年を超えない範囲内で規則で定める日から施行することを規定するもの。
附則②	適用区分	施行日以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く）について適用することを規定するもの。

大分県宿泊税条例案（骨子）

項 目		概 要
附則③	特別徴収義務者としての登録に関する経過措置	施行日において現に宿泊施設を営業している者については、施行日に宿泊施設の営業を開始するものとみなすことを規定するもの。
附則④	申告納入の手續に関する経過措置	施行日が月の初日でない場合において、施行日が属する月の宿泊税の申告期限及び納入期限を施行日の属する月の翌々月の末日とするもの。
附則⑤	準備行為	特別徴収義務者の指定や登録等の必要な手続きを施行日前においても可能とすることを規定するもの。
附則⑥	検討	この条例の施行後三年を目途として、施策の効果等この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとし、その後においても、五年ごとに同様の検討を行うことを規定するもの。

1 改正理由

「地方税法等の一部を改正する法律」等の公布に伴い、大分県税条例（昭和25年大分県条例第45号）等の一部を改正するもの（これ以外の規定は専決により改正）

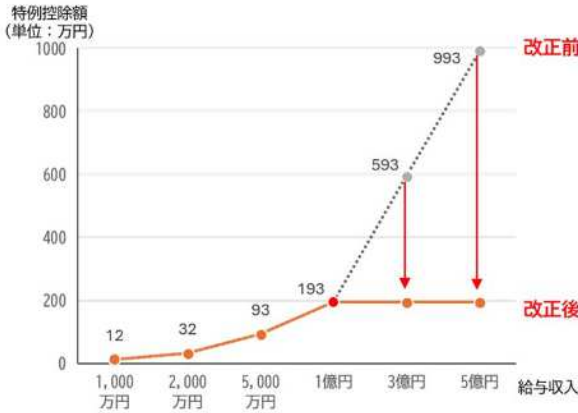
2 主な改正内容

(1) ふるさと納税の見直し（控除額に上限を設定）（個人県民税関係）

ふるさと納税で受けられる寄附金税額控除のうち、住民税特例分の控除額について現在、「個人県民税所得割の2割」としている上限を、「個人県民税所得割の2割と77万2千円のいずれか低い額」とする定額上限に見直すもの。

（令和9年寄附分から適用）

改正前後の特例控除額の上限イメージ



給与収入	特例控除額（上限）	
	改正前	改正後
1,000万円	12万円	12万円
2,000万円	32万円	32万円
5,000万円	93万円	93万円
1億円	193万円	193万円
3億円	593万円	193万円
5億円	993万円	193万円
10億円	1993万円	193万円

※寄附額には上限なし

給与収入1億円の方が438万円寄付した場合の控除イメージ

ふるさと納税（寄附金）			
自己負担 2,000円	① 所得税分の控除額 201万円	② 住民税基本分の控除額 44万円	③ 住民税特例分の控除額 193万円 (県民税：77万2千円、市町村民税115万8千円)
変更なし			

3 施行期日

- 2 (1) (3) 令和9年1月1日等
2 (2) 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第●号）の施行の日の属する年の翌々年の一月一日
※金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律については、現在国会で審議中

(2) 特定暗号資産取引に係る課税の見直し（個人県民税関係）

特定暗号資産を譲渡した場合の所得について、申告分離課税を導入するもの。

※特定暗号資産…暗号資産のうち、その名称が金融商品取引業者登録簿に登録されている業者が扱っているものをいう。

例：金融商品取引業者登録簿に登録されている業者が取り扱うビットコイン（BTC）、イーサリアム（ETH）等

項目	現行制度	改正後
課税方式	総合課税 (雑所得として合算)	申告分離課税 (一律課税)
税率	個人県民税 4%	個人県民税 2%

※特定暗号資産を暗号資産取引業を行う者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失については、3年間の繰越控除が可能とする制度についても創設

(3) その他

- ア 税負担軽減措置の適用期限の延長
イ 引用条項の改正等に伴う規定の整備

1 改正理由

減収補填制度が適用される場合を規定している「地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）」の一部改正に伴い、大分県税特別措置条例（昭和38年大分県条例 第47号）の一部を改正するもの

2 主な改正内容

地域再生法の規定に基づき本社機能の移転・拡充を行う事業者に対する課税免除等について、その適用期限の延長等を行う。

（1）適用期限の延長
「令和8年3月31日まで」となっている知事による整備計画の認定期限を2年延長し「令和10年3月31日まで」とする。

（2）その他
その他、引用条項の改正に伴う規定の整備を行う。

		移転型	拡充型
支援対象		企業の本社機能（※）の全て又は一部に関する東京23区から地方への移転  東京一極集中の是正 地方移転の促進	地方にある企業の本社機能（※）の強化（東京23区からの移転であるかどうかは問わない）  地方の企業の拠点拡充
県税	個人事業税 法人事業税	課税免除（3年間）	—
	不動産取得税	課税免除	不均一課税 土地：0.3%（1/10課税） 家屋：0.4%（1/10課税）
	県固定資産税	課税免除（3年間）	不均一課税 1年目：0.14%（1/10課税） 2年目：0.467%（1/3課税） 3年目：0.933%（2/3課税）

※ 本社機能：事務所、研究所及び研修所

3 施行期日

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する

1 改正理由

「地方税法等の一部を改正する法律」が可決成立し、令和8年4月1日から施行される規定があることから、専決処分により当該規定に係る大分県税条例等の一部を改正したので報告するもの（専決日及び公布日：令和8年3月31日）

2 主な改正内容

（1）自動車税関係の改正

ア 自動車税環境性能割の廃止

自動車税の環境性能割を廃止するもの。

イ 自動車税種別割の名称変更

自動車税環境性能割の廃止に伴い、現行の自動車税種別割を自動車税に名称変更するもの。

（2）軽油引取税の当分の間税率の廃止

軽油引取税に上乗せしている当分の間税率について、廃止するもの。

（3）その他

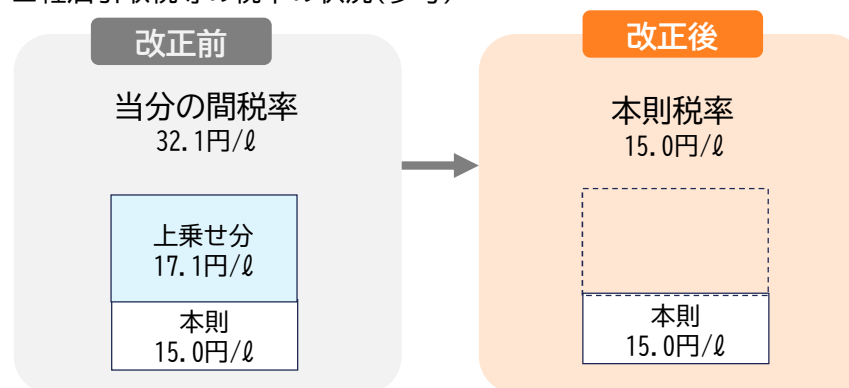
ア 税負担軽減措置の適用期限の延長（個人県民税・不動産取得税・自動車税）

イ 引用条項の改正等に伴う規定の整備

■自動車税関係の改正

現行	改正後（R8.4.1～）
自動車税環境性能割	廃止
自動車税種別割	自動車税

■軽油引取税等の税率の状況（参考）



3 施行期日

令和8年4月1日

陳 情			
受 付 番 号	2 0	受 付 年 月 日	令和 8 年 5 月 2 6 日
件名及び要旨	高等学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について		
高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、生徒が命の尊さ、戦争の悲惨さ、わが国と地域社会が歩んできた歴史、国際社会の平和の大切さを学ぶ重要な教育活動であるが、平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識、社会認識、主権者としての判断形成に影響を与えるおそれがある。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことのないよう、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性や、生徒が多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要である。 教育基本法第14条（政治教育）では政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、又は反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じているが、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」においては、賛同団体として名称上確認できる教職員組合系団体が、各都道府県合わせて300団体以上確認できる。教壇に立つ教職員や教育現場に関係する団体が、特定の政治的運動に賛同している事実を踏まえ、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を改めて確認する必要があると考える。 については、高等学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、県に対し以下のとおり陳情する。 1 高等学校における平和教育の政治的中立性に関する教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。 2 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。 3 過去3年間の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。 4 過去3年間の修学旅行・平和学習等に懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。			
提出者の住所 及 び 氏 名	東京都足立区東和4-25-25 学校教育の中立性と透明性を守る会 佐々木 一也 ほか1人		
関係委員会	総務企画委員会、文教警察委員会		
備 考			

令和8年度 総務企画委員会 県内所管事務調査行程表

令和8年5月1日現在

調査日	調 査 行 程							備考
5/11 (月) 南部	10:00 → 60分 議会	11:00～11:50 → 10分 椿山ジビエ 宮脇洋尚 地域未来創造総合補助金 弥生ジビエ解体処理施設整備事業 衛生的に解体処理し精肉するまでの 処理施設の整備 (佐伯市弥生大字山梨子765番3)	12:00～12:50 → 10分 昼食 レストランロワーズ (佐伯市稲垣444-1)	13:00～13:50 → 10分 南部振興局	14:00～14:50 → 10分 佐伯特定地域づくり 事業協同組合 地域未来創造総合補助金 社会人野球のチーム設立 協働組合の正社員として労働 者派遣し移住・定住を促進 (佐伯市上岡116-5)	15:10～16:00 → 30分 米水津地域 コミュニティ協議会 高齢化集落等支援事業費補助金 (ネットワーク・コミュニティ推進枠) 「福祉班」「地域振興班」「若者班」の 3班を設置し地域活動を展開 (佐伯市米水津大字浦代浦1239-2)	16:30 30分 宿舎	【宿泊:佐伯市】 ○ホテル金水苑 佐伯市駅前2-4-13 tel: 0972-22-8181 @8,630(朝食あり) ○懇親会:ひょうたん小路 佐伯市内町5-1 0972-23-5800
	5/12 (火) 豊肥	8:30 → 60分 宿舎	9:30～10:20 → 20分 松尾・鷺谷振興協議会 高齢化集落等支援事業費補助金 (ネットワーク・コミュニティ推進枠) 集会施設及び簡易宿泊施設と しての施設改修整備 (豊後大野市三重町松尾3179番地)	10:40～11:30 → 20分 きよかわ振興協議会 高齢化集落等支援事業費補助金 エアコンや活動備品の整備 拠点施 設「もみの木」を中心とした地域住民 の居場所づくり (豊後大野市清川町砂田1877番地3)	11:50～12:40 → 20分 昼食 道の駅原尻の滝 レストラン白滝 (豊後大野市緒方町原尻936-1)	13:00～13:50 → 20分 豊肥振興局	14:10～15:00 → 60分 牟礼鶴酒造合資会社 地域未来創造総合補助金 朝 倉文夫をしのぶ「梅」を活用し た誘客促進事業 梅酒の商品化支援 (豊後大野市朝地町市万田570)	
5/18 (月) 中部	9:00 → 50分 議会	9:00～9:50 → 50分 中部振興局 公文書館、大分県税事務所 (議会第3委員会室)	10:50～11:35 → 15分 株式会社 臼杵造船所 進水式見学会の取組 ゲストハウス「USUKI BERTH (ウスキバース)」を開設し、コ ワーキングスペースを活用 (臼杵市大字板知屋1番地12)	11:50～12:30 → 20分 昼食 臼杵 湯の里 (臼杵市深田中対田11組)	12:50～13:35 → 70分 臼杵市多世代交流館 「のつてらす」 旧県立野津高校の建物を再活 用した多世代交流館 こどもの遊具、休憩スペース、 飲食店、地元の野菜販売 (臼杵市野津町大字野津市537番地の1)	14:45～15:30 → 50分 NPO法人 由布院アートストック 東勝吉を初めとする由布院盆地に 縁のあるアーティストの支援・作品 の記録・活用 東勝吉賞公募展の隔年開催 (由布市湯布院町川北1964番地)	16:20 50分 議会	
	5/22 (金) 東部	9:00 → 80分 議会	10:20～11:10 → 30分 東部振興局 別府県税事務所 (国東市国東町安国寺786-1)	11:40～12:30 → 5分 Ostra株式会社 (養殖場) 地域未来創造総合補助金 フリップファーム方式による養殖マガ キ「Ostra KUNISAKI」の生産 機器整備及びフェアの実施 (国東市国見町岐部105)	12:35～13:10 → 5分 昼食 道の駅くにみ レストラン嘉宴 姫島フェリー13:35発-13:55着 (国東市国見町伊美4252-1)	14:00～14:50 → 5分 一般社団法人 姫島エコツーリズム 地域未来創造総合補助金 等 地域創生枠:EVサイクルを活用 した姫島村活性化事業 車エビつかみどり大会の実施 (東国東郡姫島村2069)	14:55～15:20 → 100分 姫島港 フェリー乗り場内売店 地域未来創造総合補助金 物販設備と給排水設備の整備 地域食材を活用した特産品販売 姫島フェリー15:20発-15:40着 (東国東郡姫島村)	
5/28 (木) 西部	9:00 → 75分 議会	10:30～11:20 → 40分 万年山妙見様 湧水活性化委員会 大分県高齢化集落等支援事業費補 助金(担い手確保支援枠) 役員の世 代交代による新体制発足 豆腐づく りを通じたコミュニティ活動活性化 (玖珠郡玖珠町山浦2121)	12:00～12:50 → 10分 昼食 寶屋本店 (日田市元町13-1)	13:00～13:50 → 15分 西部振興局 日田県税事務所 (日田市城町1-1-10)	14:05～14:55 → 10分 日田ブループリント会 議 地域未来創造総合補助金 現代アート及びクラフト展示 日田藝術祭2025「ひたかくし」と 連携したスタンプラリーの実施 (日田市隈2-2-1)	15:05～16:00 → 20分 NPO法人リエラ 移住・定住の支援 お試し移住、移住者交流会、空き家 調査、空き家の紹介、移住希望者 の日田を知るツアー実施 (日田市隈2-2-1)	16:15 20分 宿舎	【宿泊:日田市】 ○ホテルルートイン日田駅前 日田市元町21-14 tel: 050-5847-7411 @8,950円(朝食あり) ○懇親会:旬魚旬菜 から草 日田市本町4-1 0973-22-6275
	5/29 (金) 北部	9:00 → 80分 宿舎	10:20～11:10 → 40分 北部校区 青少年健全育成協議会 地域未来創造総合補助金 福澤諭吉語録設置事業 通学路である県道沿いに福澤 諭吉のモニュメントを追加設置 (中津市753番地)	11:50～12:40 → 20分 昼食 宇佐グランドホテル 上栗亭(じょうやくてい) (宇佐市四日市1445番地の1)	13:00～13:50 → 10分 北部振興局 中津県税事務所 (宇佐市宝鏡寺235-1)	14:00～14:50 → 20分 北馬城地区 まちづくり協議会 ネットワーク・コミュニティ推進 モデル委託事業 地域全体で 新たな課題整理等を行い、持 続可能なまちづくり計画を策定 (宇佐市大字岩崎1177)	15:10～16:00 → 70分 有限会社豊後農興 地域未来創造総合補助金 水不足 や高温障害に対応できる高田の米 づくり 色彩選別機の導入による六 郷米の品質・収量向上 (豊後高田市弘田110)	